

令和5(2023)年度くらしの安心サポーター活動報告書集計結果

令和6(2024)年6月 栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課

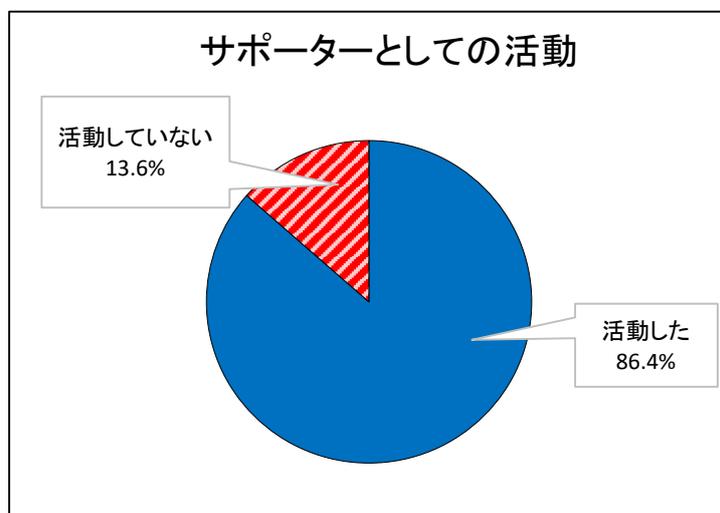
1 活動報告書の提出数について

サポーター297名(R6.3.1現在)のうち、119名の方から報告書をご提出いただきました(回答率40.1%)。

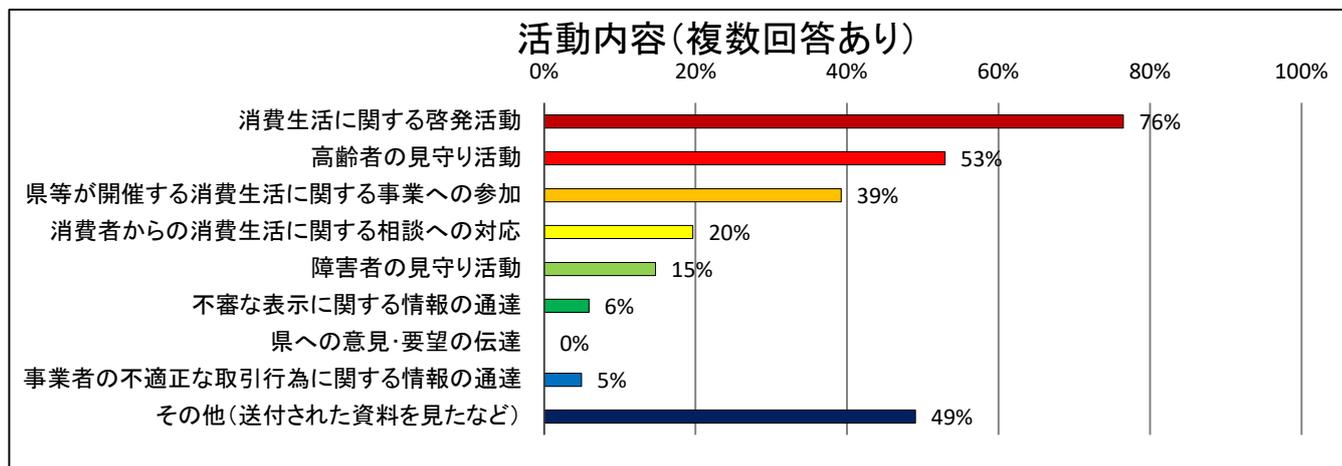
2 令和5(2023)年度の活動について

(1) 「くらしの安心サポーター」としての活動

昨年度、くらしの安心サポーターとして活動した方の割合は86.4%(前年度89.4%)でした。



具体的な活動内容(複数回答)で回答が多かったものは、消費生活に関する啓発活動(76%)、高齢者の見守り活動(53%)、県が開催する消費生活に関する事業への参加(39%)です。いずれの活動においても、サポーターの皆さまのできる範囲で、できることを、工夫しながら行っていただいていることがうかがえます。



■ 具体的な活動内容（報告書より抜粋）

（啓発活動の例）

- ・消費者トラブルの事例を盛り込んだ寸劇を行っています。
- ・地域の公民館等で、住民の皆さんの意識を強くしてもらうための寸劇や講話、ゲーム等を実施しました。
- ・地域の催事の際、チラシ配布を行いました。
- ・商業施設でチラシの配布を行いました。

（県が提供する資料の活用例）

- ・グループ活動をしている友人達にコピーして手渡しています。
- ・自治会の回覧板で班内に回覧したり、地区センターに情報提供して有効活用を依頼したりしました。
- ・回覧板で紹介したり、施設に配架してもらったりしました。
- ・コミュニティセンターへ持参しました。
- ・自治会の総会で内容を紹介し、話し合いました。
- ・知り合いに見せるなど、自分のできる範囲で活動しました。

（見守り活動の例）

- ・散歩中をうまく利用して、高齢者宅の見守り活動を行っています。
- ・民生委員として、高齢者や障害者宅の訪問、声かけやパンフレットの配布をしています。
- ・民生委員をしているので、活動の中で消費者トラブルについて話題にし、注意喚起しています。相談を受けたときは居住自治体に報告もします。

（情報提供の例）

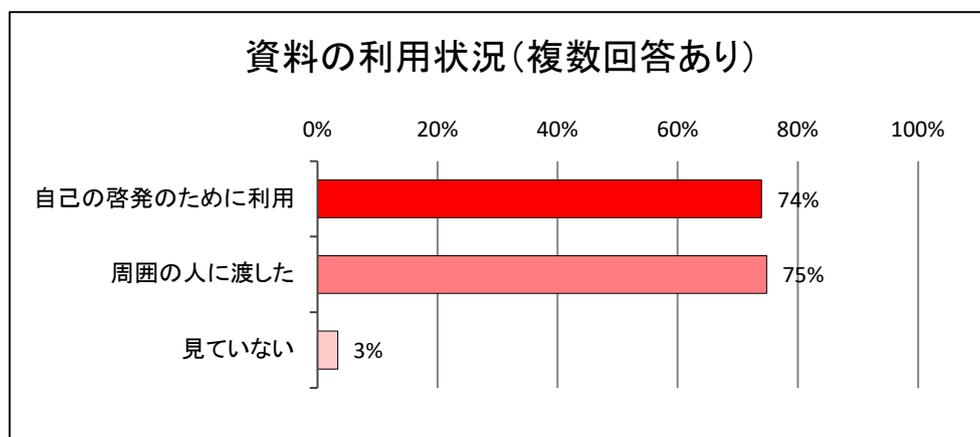
- ・自宅の電話に不審な番号の着信が何度もあったときなどは、消費生活センターに情報提供しています。

（その他）

- ・クーリング・オフ通知書面の作成を支援しました。

(2) 県から送付された資料の利用状況

自己の啓発のために利用した割合は74%（前年度84%）、資料を周囲の人に渡した割合は75%（前年度73%）です。自己啓発の割合は低下していますが、周りの人への啓発に安定的に取り組んでいただいていることが分かります。



(3) 栃木県公式ホームページの閲覧状況

県公式ホームページの中では、消費生活センターのページに訪問したことがある方が 41.2%と最多でした。サポーターの方々が、サポーター専用ページ以外にも興味を持ってくださっていることが分かります。一方で、一度も県公式ホームページを訪れなかった方は 37%でしたが、パソコンやスマートフォンの利用習慣がないことなどが主な理由でした。

